

離職されたみなさまへ <特例一時金のご案内>

このリーフレットは、離職されたみなさまに特に重要なことを記載しています。詳しくは、お近くのハローワークにお問い合わせください。また、あわせて「離職票－２」の裏面もお読みください。

※受給手続きには個人番号確認書類（マイナンバーカードなど）が必要です。

① 特例一時金の対象となる方

短期特例被保険者であった方が失業した場合に支給される手当を**特例一時金**といいます。特例一時金の支給を受けるには、次の(1)、(2)の要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 離職の日以前１年間に、**11日以上働いた月**が通算して**6か月以上**あること。
なお、賃金の支払いの基礎となった時間数が80時間以上の月を1か月として計算する場合があります。
- (2) 失業の状態にあること。
離職し、「就職したいという積極的な意思といつでも就職できる能力（健康状態・家庭環境など）があり積極的に求職活動を行っているにもかかわらず、就職できない状態」にある方をいいます。

② 次のような方は、原則として支給を受けられません

就職する意思・能力がないものと判断され、その状態が続く限り特例一時金の支給を受けることができません。

- | | |
|---|---|
| ① 家事に専念する方 | ⑥ 雇用保険の被保険者とならないような短時間就労のみを希望する方 |
| ② 昼間学生、または昼間学生と同様の状態と認められるなど、学業に専念する方 | ⑦ 自分の名義で事業を営んでいる方 |
| ③ 家業に従事し職業に就くことができない方 | ⑧ 会社の役員などに就任している方（就任の予定や名義だけの役員も含む） |
| ④ 自営を開始、または自営準備に専念する方（求職活動中に創業の準備・検討を行う方は支給可能な場合があります。） | ⑨ 就職・就労中の方（試用期間を含む） |
| ⑤ 次の就職が決まっている方 | ⑩ パート、アルバイト中の方（週あたりの労働時間が20時間未満の場合は、支給を受けることが可能な場合があります。） |

③ 給付を受ける手続きは（次のものをお持ちください）

特例一時金を受給するためには、みなさまの住所を管轄するハローワークへ、ご自身で求職申し込みなどの手続きをしてください。

1. 離職票－１、離職票－２
2. マイナンバーカード
マイナンバーカードをお持ちでない方は、次の①個人番号および②身元（実在）確認書類をお持ちください。
 - ①個人番号確認書類（いずれか１種類）：通知カード、個人番号の記載のある住民票（住民票記載事項証明書）
 - ②身元（実在）確認書類：（１）のうちいずれか１種類。（１）の書類をお持ちでない方は、（２）のうち異なる２種類（コピー不可）
 - （１）運転免許証、運転経歴証明書、官公署が発行した身分証明書・資格証明書（写真付き）など
 - （２）公的医療保険の資格確認書、児童扶養手当証書など
3. 写真１枚（最近の写真、正面上三分身、ﾀｲﾍﾞﾙ3.0cm×3.2.4cm。）
4. 本人名義の預金通帳またはキャッシュカード（一部の金融機関を除く）

※船員での就職を希望される場合は、地方運輸局での求職申し込みをお願いします。

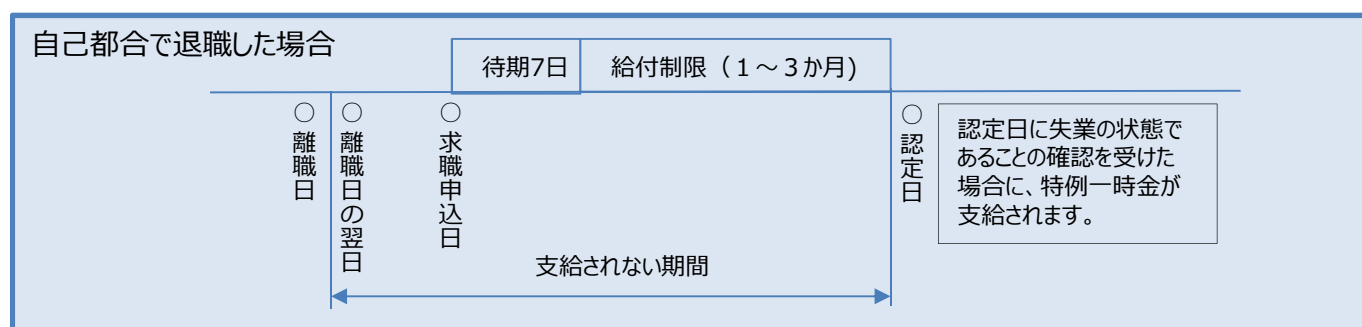


④ 早めに求職申込みの手続きをしてください

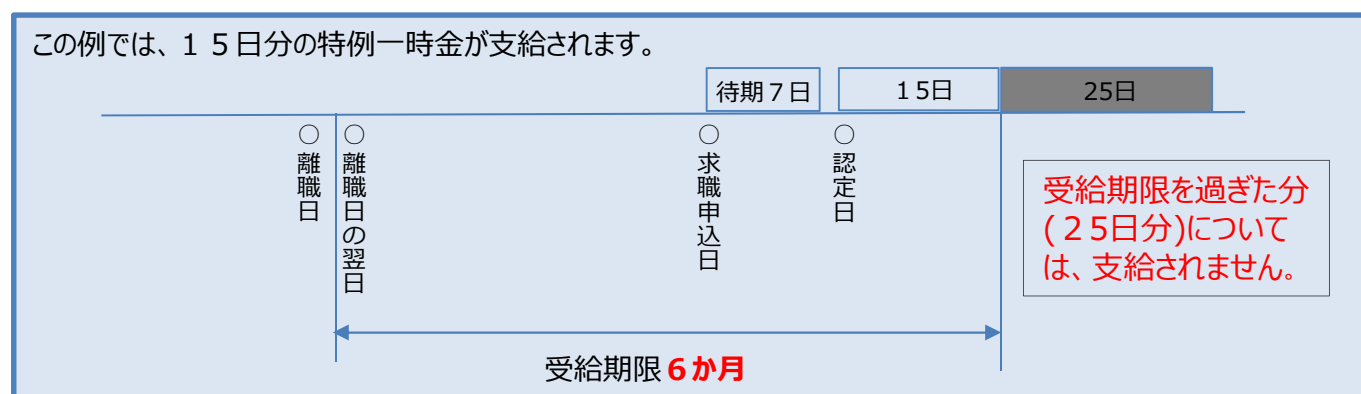
特例一時金は、ハローワークまたは地方運輸局に離職票の提出と求職の申し込みを行った日から失業の状態にあった日が7日間経過してからでなければ支給されません。これを待期といいます。

また、自己都合で退職した場合は待期が経過した後さらに1か月（令和7年3月31日以前に自己都合で退職した場合は2か月、自己の責めに帰すべき重大な理由により解雇された場合は3か月）経過するまで、特例一時金が支給されません。これを給付制限といいます。

特例一時金の支給を受けるためには、待期および給付制限期間が経過することが見込まれる日の後にハローワークまたは地方運輸局が指定する失業の認定日に来て、失業の状態にあることの確認を受けなければなりません。



特例一時金の支給額は、基本手当日額の**40日分**に相当する額とされていますが、支給を受けることができる期限（受給期限）は、**離職日の翌日から6か月**です。求職申し込みの手続きが遅れた場合、40日分の支給を受けることができなくなることがあります。お早めに求職申し込みの手続きをしてください。



※雇用保険の受給資格は最終の離職票により決定するため、特例一時金の手続き前に就労し、就労先において一般被保険者となった場合、特例一時金の受給はできなくなります。

また、一般被保険者として受給するには、被保険者期間が通算で12か月必要となることから、一般被保険者の受給資格も満たさなくなる可能性があります（特定受給資格者・特定理由離職者に該当する場合は除く）。

※雇用保険の手続きは、月曜日～金曜日（休祝日・年末年始を除く）の8時30分から17時15分です。また、「受給資格決定」の他に「求職の申込み」の手続きもあり、求職申込みには一定の時間がかかることから、16時前までのご来所をお勧めします。

※職業相談には一定に時間がかかることから、職業相談・職業紹介をご利用いただくにあたっての時間帯（夜間開庁や土曜開庁の日は除いた平日）は、9時～17時の間のご利用ください。



求職申し込み手続きのご案内

求職申し込みの手続きは、次の方法があります。（どのハローワークでも受け付けています。）

ただし、雇用保険受給手続きなどを行う場合は、住所を管轄するハローワークで手続きする必要があります。

申し込み方法 1：ハローワークに出向いて求職申し込み手続きを行う

- (1) ハローワーク内に設置されたパソコン（検索・登録用端末）で、求職情報を仮登録してから、窓口で求職申し込み手続きを行う
- (2) （上記（1）が難しい場合）ハローワークにある求職申込書（筆記式）に記入し、窓口で求職申し込み手続きを行う

申し込み方法 2：自宅のパソコン等から求職申し込みをする

こちらをお勧めしております。事前にオンラインで申し込みいただくことで、窓口での処理時間が短縮されます。

※雇用保険の手続きをされる方は住所を管轄するハローワークにお越しいただく必要があります。

求職申し込み手続きの流れ

申し込み方法 1：ハローワークに出向いて求職申し込み手続きを行う

①ハローワークに出向く

②- 1 パソコン（検索・登録用端末）で求職情報を入力する
②- 2 （パソコンでの入力が難しい場合）求職申込書に記入する

③ハローワークの相談窓口で求職申し込み手続・職業相談を行う
※職員が申し込み内容を確認させていただきます

④求職者マイページの開設を希望する場合
ハローワーク窓口でアカウントとして使用するメールアドレスを登録（次回以降の相談の際や電話での申し出でも登録可能）
自宅のパソコン等からハローワークインターネットサービスにアクセスし、パスワードを登録
※ハローワーク窓口でのアカウント登録による求職者マイページの開設方法は、P 1 4でご案内しています

申し込み方法 2：自宅のパソコン等から求職申し込みをする

①自宅のパソコン等からハローワークインターネットサービスにアクセスし、求職者マイページアカウント登録を行う

②アカウント登録完了後 14 日以内に求職情報を入力し、求職者マイページを開設する

オンライン登録者（オンライン上の求職登録完了）
※求職情報の検索やオンライン自主応募など、求職者マイページを通じた自主的な就職活動が可能です。
※ただし、求職者マイページの一部の機能は利用できません

③ハローワークを利用し、職業相談を行う
※職員が求職登録情報の確認等を行い、求職区分をオンライン登録者から利用（来所）登録者に変更します

ハローワーク利用登録者

※ハローワークで、求人情報の提供や職業紹介、応募書類の作成、面接のアドバイスなどの就職支援を受けられます
※求職者マイページを開設された場合、求職者マイページの全ての機能が利用できます

求職者マイページのご案内

ハローワークインターネットサービス上に「求職者マイページ」を開設すると、ご自宅のパソコンやタブレット、スマートフォンなどから、**求人検索条件の保存**などのサービスが利用でき、お仕事さがしがより便利になります。

「求職者マイページ」でできること

- 登録した求職情報を確認することや変更することができます。
- 求人の検索条件を保存したり、気になった求人を保存することができます。
- ハローワークでご紹介した求人の内容や紹介状、応募履歴を確認することができます。
- ハローワークからおすすめの求人情報を受け取ることやオンラインで職業紹介(オンラインハローワーク紹介)を受けることができます。
- 求人に直接応募すること(オンライン自主応募)ができます。
- 求職情報を公開すると、求人者からの直接連絡による応募の検討依頼の受け付け(直接リクエスト)を受けることができます。
- メッセージ機能により、応募した求人の担当者とやりとりできます。

「求職者マイページ」を開設するには

※「求職者マイページ」を開設するには、ハローワークへの求職登録が必要です。

ステップ1：ハローワークの窓口で、ログインアカウントとして使用するメールアドレスを登録

メールアドレス（控え）：

※メールの受信制限をしている場合は、パスワード登録手続きを行う前に system@mail.hellowork.mhlw.go.jp からの受信を許可してください。

ステップ2：ハローワーク内のパソコンのメニュー画面から「仕事をお探しの方へのサービスのご案内」をクリック、または、ご自宅のパソコンやスマートフォンから、**ハローワーク インターネットサービス** にアクセスし、**ハローワークをご利用中の方のマイページ開設** ボタンをクリック

※ご自宅のパソコンやスマートフォンからアクセスする場合は、「ハローワークインターネットサービス」で検索、右記バーコードまたはホームページアドレス（<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>）を入力
※ハローワーク内のパソコンで手続きを行う場合は、登録したメールアドレスあてにメールが届きますので、その場で（ご自身のスマートフォンなどで）受信・確認できるようにご準備ください。



ステップ3：「プライバシーポリシー」と「利用規約」の内容を確認し、「同意します」にチェックして「次へ進む」ボタンをクリック

ステップ4：登録したメールアドレスと生年月日を入力し、「次へ進む」ボタンをクリック

ステップ5：入力したメールアドレスで「パスワード登録申込受付通知」メールを受信

しばらく経ってもメールが届かない場合は、メールアドレスが正しいかご確認ください。メール受信制限をしている方は、system@mail.hellowork.mhlw.go.jp からのメール受信を許可し、はじめからパスワード登録をやり直してください。

ステップ6：パスワードと認証キーを入力し、「完了」ボタンをクリック

*パスワード：半角の数字、英字、記号を組み合わせ、8桁以上32桁以内

*認証キー：「パスワード登録申込受付通知」メール記載の認証キー（メール配信から50分以内有効）

マイページ開設完了。「ログイン画面へ進む」ボタンをクリックし、登録したメールアドレスとパスワードでログイン後、各種サービスをご利用ください。

【！重要！】ハローワーク内のパソコンを利用する場合は、ご利用後に必ず「ログアウト」してください。

※ マイページの開設方法は、上記によるほかハローワークインターネットサービスの求職申込み画面にアクセスし、アカウントの登録を行った上で、続けて求職申込みを行うことで開設する方法もあります。

ハローワーク(公共職業安定所)一覧表

ハローワーク (公共職業安定所)	所在地 (郵便番号)	電話番号	管 轄 区 域
広島	〒730-8513 広島市中区上八丁堀 8-2 広島清水ビル	082(511)1312 (雇用保険給付課) 082(223)8609 (代表)	広島市のうち中区、西区、 安佐南区、佐伯区 (杉並台、湯来町を除く)
広島東	〒732-0051 広島市東区光が丘 13-7	082(554)6903 (雇用保険給付課) 082(264)8609 (代表)	広島市のうち東区、南区、安芸区 安芸郡
広島西条	〒739-0041 東広島市西条町寺家 6479-1	082(422)8609 給付担当部門コード⇒11#	東広島市
竹原	〒725-0026 竹原市中央 5-2-11	0846(22)8609	竹原市 豊田郡
呉	〒737-8609 呉市西中央 1-5-2	0823(25)8609 給付担当部門コード⇒11#	呉市 江田島市
尾道	〒722-0026 尾道市栗原西 2-7-10	0848(23)8609	尾道市 世羅郡
福山	〒720-8609 福山市東桜町 3-12	084(923)8609 給付担当部門コード⇒11#	福山市
三原	〒723-0004 三原市館町 1-6-10	0848(64)8609	三原市
三次	〒728-0013 三次市十日市東 3-4-6	0824(62)8609	三次市
安芸高田	〒731-0501 安芸高田市吉田町吉田 1814-5	0826(42)0605	安芸高田市
庄原	〒727-0012 庄原市中本町 1-20-1	0824(72)1197	庄原市
可部	〒731-0223 広島市安佐北区可部南 3-3-36	082(815)8609	広島市のうち安佐北区 山県郡
府中	〒726-0005 府中市府中町 188-2	0847(43)8609	府中市 神石郡
廿日市	〒738-0033 廿日市市串戸 4-9-32	0829(32)8609	廿日市市 広島市佐伯区のうち杉並台、湯来町
大竹	〒739-0614 大竹市白石 1-18-16	0827(52)8609	大竹市

地方運輸支局等 ※船員であった方で、離職後引き続き船員での就職を希望される方

地方運輸支局	所在地 (郵便番号)	電話番号	管 轄 区 域
中国運輸局	〒730-8544 広島市中区上八丁堀 6-30 広島地方合同庁舎 4号館	082(228)3692	広島県のうち、尾道、因島、呉の各海事事務所の管轄区域を除いた区域
尾道海事事務所	〒722-0002 尾道市古浜町 27-13 尾道地方合同庁舎	0848(23)5235	竹原市、三原市、尾道市 (因島海事事務所管轄区域を除く)、福山市、 府中市、三次市、庄原市、東広島市、豊田郡、世羅郡、神石郡
因島海事事務所	〒722-2323 尾道市因島土生町 1899-35	0845(22)2298	尾道市 (平成 18 年 1 月 9 日における旧因島市及び旧豊田郡瀬戸田町の 区域に限る)
呉海事事務所	〒737-0029 呉市宝町 9-25 呉港湾合同庁舎	0823(22)2520	呉市、安芸郡 (府中町、海田町、坂町を除く)

ハローワーク(公共職業安定所)窓口のご利用について

- ※ 雇用保険の手続きは、月曜日～金曜日 (休祝日・年末年始を除く) の 8 時 30 分～17 時 15 分です。また、「受給資格決定」の他に「求職の申込み」の手続きもあり、求職申込みには一定の時間がかかること等から、16 時前までのご来所をお勧めさせていただきます。
- ※ 職業相談には一定の時間がかかること等から、職業相談・職業紹介をご利用いただくにあたっての時間帯 (夜間開庁や土曜開庁の日は除いた平日) は、9 時～17 時の間のご利用をお勧めさせていただきます。
- ※ ご来所の際は、なるべく公共交通機関をご利用いただくようお願いいたします。

詳しい手続きについては、最寄りのハローワーク (公共職業安定所) にお尋ねください。